

附属機関等の会議の開催及び会議録等の公開の流れ

1 会議開催の周知（要綱第6条）

会議開催の1週間前までに市ホームページ等で周知する。



2 会議の開催



3 会議録の作成・公開（要綱第7条）

- ・会議終了後速やかに会議録を作成し、出席者の承認を受けて確定させる。
- ・会議録及び会議資料を所管課等で供覧するとともに市ホームページ等に掲載する。



4 開催状況の報告（要綱第8条第1項）

翌年度の4月末までに、当該年度の開催状況を総務課長に報告する。



5 開催状況の報告（要綱第8条第2項）

総務課長は、毎年1回、報告の結果をとりまとめて公表する。